

○国立大学法人埼玉大学産学官連携アドバイザー ボード規則

〔平成28年7月28日
規則第5号〕

改正 令和4.3.17 3規則40

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に、産学官連携アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置く。

(目的)

第2条 アドバイザーボードは、学外有識者等から産学官連携に関し、意見又は助言を求めることにより、本学における産学官連携を更に推進することを目的とする。

(組織)

第3条 アドバイザーボードは、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 教育機構長
- (3) 研究機構長
- (4) 第5条各号に掲げる組織の長
- (5) 学外の有識者
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第5号に掲げる委員は、産学官連携に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、役員会の意見を聴いて学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第6号に掲げる委員の任期は、学長がその都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該委員を委嘱する学長の任期の範囲内とする。

(任務)

第5条 アドバイザーボードは、次に掲げる組織における産学官連携に関する事項について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行う。

- (1) キャリアセンター
- (2) オープンイノベーションセンター
- (3) 先端産業国際ラボラトリー

(委員長)

第6条 アドバイザーボードに委員長を置き、学長をもって充てる。ただし、学

長に事故あるときは、学長が指名した者がこれに代わる。

2 委員長は、アドバイザーボードを主宰する。

(事務)

第7条 アドバイザーボードの事務は、学務部及び研究・連携推進部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月28日から施行する。

附 則 (令和4.3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。